注　記

（一般会計等）

１ 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（定額法）

　 本町では該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

本町では該当なし

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 　10年～50年（建物付属設備を含む。）

工作物 8年～60年

物品 　 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

　 ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　　　 本町では該当なし

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

　　　 本町では該当なし

② 徴収不能引当金

　 未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

　　　 退職手当債務から愛知県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

なお、愛知県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額がマイナスとなるため、当該金額を退職手当債務に加算して計上しています。

④ 損失補償等引当金

　　 本町では該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（阿久比町予算決算会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

　なし

3 重要な後発事象

　なし

4 偶発債務

　なし

5 追加情報

⑴ 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

　　④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

　　　　実質赤字比率 －％

　　　　連結実質赤字比率 －％

　　　　実質公債費比率 0.0％

　　　　将来負担比率 30.1%

　　⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 94,231百万円

⑵ 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

　ア　範囲

　　普通財産のうち活用が図られていない公共資産

　イ　内訳

　　　 事業用資産 76百万円（ 90百万円）

　　　　 土地 76百万円（ 90百万円）

　　　　平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

　　　　売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（ 90百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額

　 なし

③ 基金借入金（繰替運用）

　　　 なし

　　④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 7,150百万円

　　⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

　　　　標準財政規模  5,653百万円

　　　　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 548百万円

　　　　将来負担額 14,363百万円

　　　　充当可能基金額 12,825百万円

　　　　特定財源見込額 2,791百万円

　　　　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 7,150百万円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

　　　 なし

⑶ 行政コスト計算書に係る事項

　　 なし

⑷ 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

　　① 基礎的財政収支

　　　 　収入総額 11,052百万円

　　　　　 地方債発行収入 1,665百万円

　　　　　 繰越金 652百万円

　　　　　 財政調整基金取崩額 473百万円

　　　　 支出総額 10,697百万円

　　　　　 地方債元利償還額 534百万円

　　　　　 財政調整基金積立額 292百万円

　　　　 基礎的財政収支 △1,609百万円

　　② 既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 11,052百万円 | 10,697百万円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 0百万円 | 0百万円 |
| 繰越金に伴う差額 | 652百万円 | - |
| 資金収支計算書 | 10,400百万円 | 10,697百万円 |

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支 455百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 129百万円

未収債権額の増加（減少） 3百万円

未払債務額の増加（減少） △0百万円

減価償却費 △1,132百万円

賞与等引当金繰入額（増減額） 　 △4百万円

退職手当引当金繰入額（増減額） 　△5百万円

徴収不能引当金繰入額（増減額） △1百万円

資産除売却益（損） 　 △0百万円

純資産変動計算書の本年度差額 △555百万円

※単位未満の計数を0と表示しているため、差額と計算結果は一致しません。

　 ④　一時借入金

　　　　なし

　　⑤　重要な非資金取引

なし

注　記

（全体会計）

１ 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（定額法）

　 本町では該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品･････････先入先出法による原価法

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 　10年～50年（建物付属設備を含む。）

工作物 8年～60年

物品 　 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

　 ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　　　 本町では該当なし

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

　 未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

　　　 退職手当債務から愛知県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

なお、愛知県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額がマイナスとなるため、当該金額を退職手当債務に加算して計上しています。

③ 損失補償等引当金

　　 本町では該当なし

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（阿久比町予算決算会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

　⑻ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

　なし

3 重要な後発事象

　なし

4 偶発債務

　なし

5 追加情報

　⑴ 連結対象会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会計名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 土地取得特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 国民健康保険特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 介護保険特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | － |

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業特別会計　企業債残高 4,056百万円

他会計繰入金 　350百万円

　⑵ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　⑶ 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷ 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

　普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ　内訳

　 　 事業用資産 76百万円（ 90百万円）

　 　　 土地 76百万円（ 90百万円）

　　　平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

　　　売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（ 90百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

注　記

（連結会計）

１ 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（定額法）

　 本町では該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品･････････先入先出法による原価法

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 　10年～50年（建物付属設備を含む。）

工作物 8年～60年

物品 　 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

　 ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　　　 本町では該当なし

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

　 未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

　　　 退職手当債務から愛知県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

なお、愛知県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額がマイナスとなるため、当該金額を退職手当債務に加算して計上しています。

③ 損失補償等引当金

　　 本町では該当なし

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（阿久比町予算決算会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

　⑻ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

　なし

3 重要な後発事象

　なし

4 偶発債務

　なし

5 追加情報

　⑴ 連結対象団体（会計）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 土地取得特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 国民健康保険特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 介護保険特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | － |
| 水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | － |
| 中部知多広域事務組合 | 一部事務組合 | 比例連結 | 12.7830% |
| 東部知多衛生組合 | 一部事務組合 | 比例連結 | 12.5409% |
| 愛知県後期高齢者医療広域連合 | 広域連合 | 比例連結 | 0.4444% |

連結の方法は次のとおりです。

①　地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業特別会計　企業債残高 4,056百万円

他会計繰入金 350百万円

　　　②　一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

　⑵ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　⑶ 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷ 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

　普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ　内訳

　 　 事業用資産 76百万円（ 90百万円）

　 　　 土地 76百万円（ 90百万円）

　　　平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

　　　売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（ 90百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。